

【第 4 号議案】大学図書館研究会 京都地域グループ規約の改訂について

大学図書館研究会 京都地域グループ規約新旧対照表	
新	旧
(会員) 第 4 条 <u>本グループは、大学図書館研究会の会員であり、本会の目的に賛同する者で構成します。京都地区外または大学図書館員以外の者であっても、目的に賛同する場合には会員となることができます。</u> 2 <u>会員は、本グループのすべての事業に</u><u>会員価格で参加</u><u>することができます。</u> 3 <u>本グループは、地域グループの活動に関心を持つ学生の参加を歓迎する立場から、高等学校、大学、大学院その他これに準ずる教育機関に在籍する学生で、新たに入会する者に対し、入会年度に限り、大学図書館研究会会費 5,000 円分を図書カードにて進呈します。なお、社会人学生は対象外とします。</u> (略)	(会員) 第 4 条 <u>本グループは京都府の大学図書館員および本グループが認めた会員で組織します。</u> 2 <u>グループ会員は本グループのすべての事業に参加し、グループ報の配布を受け</u><u>ることができます。</u> 3 <u>京都地域グループに所属しない会員は、購読会員となることができます。購読会員は、グループ会費を納めることによって、グループ報の配布を受けることができます。</u>

(財政) 第 10 条 本グループの経費は地域グループ活動費、助成金、事業収入および寄付金でまかないます。 2 地域グループ活動費は年額 0 円とします。 3 本グループの予算、決算に関することは総会に提案し、その議決を得なければなりません。 4 委員会はグループ会員の要求のあるときは、その都度会計簿を見せなければなりません。 5 本グループの会計年度は 7 月 1 日より始まり、翌年 6 月 30 日に終わります。 附 則 第 1 条 本グループの所在地及び事務局の所在地は財務担当の住所を準用します。 第 2 条 このグループ規約は 2025 年 07 月 01 日より効力を発するものとします。	(略) (財政) 第 10 条 本グループの経費は地域グループ会費、助成金、事業収入および寄付金でまかない、購読会員は地域グループ費を前納しなければなりません。 2 地域グループ費は年額 0 円とします。 3 本グループの予算、決算に関することは総会に提案し、その議決を得なければなりません。 4 委員会はグループ会員の要求のあるときは、その都度会計簿を見せなければなりません。 5 本グループの会計年度は 7 月 1 日より始まり、翌年 6 月 30 日に終わります。 附 則 第 1 条 本グループの所在地及び事務局の所在地は財務担当の住所を準用します。 第 2 条 このグループ規約は 2024 年 07 月 01 日より効力を発するものとします。
--	--